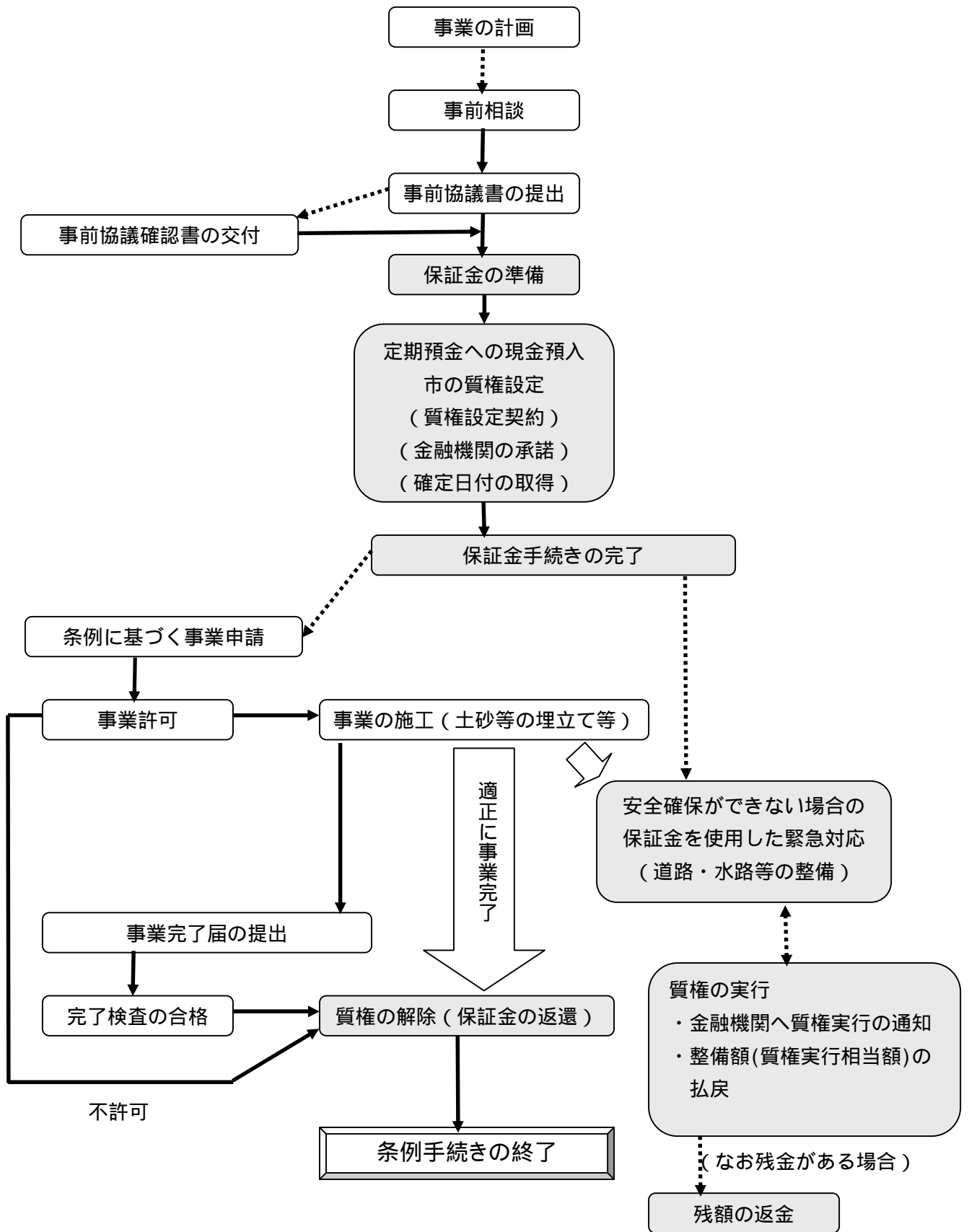


「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」における保証金の手続きフロー図



## 相模原市土砂等の埋立て等の保証金に関する質権設定契約実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成22年相模原市条例第108号。以下「条例」という。)第31条第3項の規定により、市と条例第8条第1項、第22条第1項(搬入土量又は盛土若しくは切土の高さを増加する場合に限る。以下同じ。)又は第23条第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が締結する質権設定契約に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (金融機関)

第2条 条例第31条第1項の規定に基づき、申請者が市長と協議して定めた保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により預入する金融機関は、申請者に対する債権を有しない金融機関に限るものとする。

### (質権設定契約書)

第3条 条例第31条第3項の規定に基づき、市と申請者が締結する質権設定契約は、保証金に関する質権設定契約書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の規定による質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成22年相模原市規則第128号。)第30条の規定に基づき、申請者の負担とする。

### (金融機関の承諾等)

第4条 申請者は、条例第31条第3項の規定に基づき、市を質権者とする質権設定に対し、当該金融機関の承諾を得なければならない。

2 申請者は、前項の承諾を得た場合は、当該承諾書に公証人法(明治41年法律第53号)第11条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付を取得しなければならない。

### (利息の取扱等)

第5条 条例第31条第3項の規定に基づき、市と申請者が締結する質権設定契約において、市が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、当該金融機関の定める利率により発生する定期預金の利息は含めないものとする。

2 前項の規定による定期預金の利息又は第7条の規定による質権の実行後に生じた残金については、あらかじめ当該金融機関に入金するための普通預金口座等を開設しておくものとする。

3 条例第8条第1項、第22条第1項又は第23条第1項の規定に基づく許可を受けた事業の完了前に、条例第31条第1項に基づき預入された定期預金に満期日が到来し、当該金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が及ぶものとする。

### (預り証等)

第6条 条例第31条第3項の規定により締結した質権設定契約に基づき、市が申請者から定期預金証書を預かったときは、申請者に預り証(第2号様式)を交付するものとする。

### (質権の実行)

第7条 条例第33条の規定により質権を実行するときは、申請者が保証金を預入した金融機関に対して、条例第31条第3項の規定により設定した質権を実行する旨を通知(第3号様式)し、当該金融機関から質権実行額に相当する金額の保証金の払戻を受けるものとする。

### (質権設定契約の解除)

第8条 条例第31条第3項の規定により締結した質権設定契約を、条例第34条の規定により解除するときは、市が預かっていた定期預金証書を申請者に返還することにより行う。

2 第6条の規定により交付した預り証は、前項に基づき、市が申請者に定期預金証書を返還したときは、申請者はこれを市に返還しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

## 保証金に関する質権設定契約書

相模原市(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)との間に、次のとおり保証金に関する質権設定契約を締結する。

第1条 乙は甲に対し、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成22年相模原市条例第38号。以下「条例」という。)第31条第2項の規定に基づき、乙が相模原市\_\_\_\_\_で行う土砂等の埋立て等の事業(以下「本件事業」という。)の適正な履行に対する保証金として、金\_\_\_\_\_円を負担していることを確認する。

第2条 乙は甲に対し、前条の保証を担保するため、定期預金債権に質権を設定し同預金証書を本契約締結と同時に甲に引き渡すものとする。乙は本契約締結後直ちに、定期預金の預入先金融機関から質権設定の承諾を得て、承諾書に公証人の確定日付を押捺の上、甲に引き渡すものとする。

第3条 前条で設定した質権において、甲が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含めないものとする。

第4条 本件事業の完了前に定期預金債権に満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金債権についても、当該債権に同一性が認められる限り、設定した質権の効力が及ぶものとする。

第5条 乙又は本件事業につき、条例第32条及び同条例施行規則(平成22年相模原市規則第128号。以下「規則」という。)第31条に規定する事由のいずれかが発生し、条例第33条に基づき甲が質権を実行するときは、預入先金融機関から質権実行額に相当する金額の預金債権の払戻を受けることができる。

第6条 質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、規則第30条の規定に基づき、乙の負担とする。

### 定期預金債権の表示

預入先	支店
口座番号	
金額	円
期間	年 月 日から 年 月 日まで
名義人	

上記のとおり契約が成立したので、本証書一通を作成し、末尾に甲乙各自記名押印の上、甲がこれを保有し、乙は本証書の写しを保有する。

年 月 日

債権者(甲) 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

①

設定者(乙)

①

(要領第2号様式)

## 預り証

定期預金証書1通

(内訳)

預入先		支店
口座番号		
金額		円
期間	年 月 日から	年 月 日
名義人		

上記定期預金証書を、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第31条第3項の規定により締結した質権設定契約に基づき、確かに預りました。

年 月 日

様

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

⑨

(要領第3号様式)

## 定期預金質権実行通知書

年 月 日

預入金融機関

支店  
支店長 殿

質権者

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長

印

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第33条の規定に基づき、下記のとおり設定した質権を実行するために貴行から預金債権の払戻を受けたく、通知します。

質権設定年月日	年 月 日
質権設定者	住所 氏名
預金名義人	
預金取扱店名	
預金種類	
口座番号	
預入日	年 月 日
満期日	年 月 日
預金額	円
質権実行額	円
質権を実行する理由	

添付書類

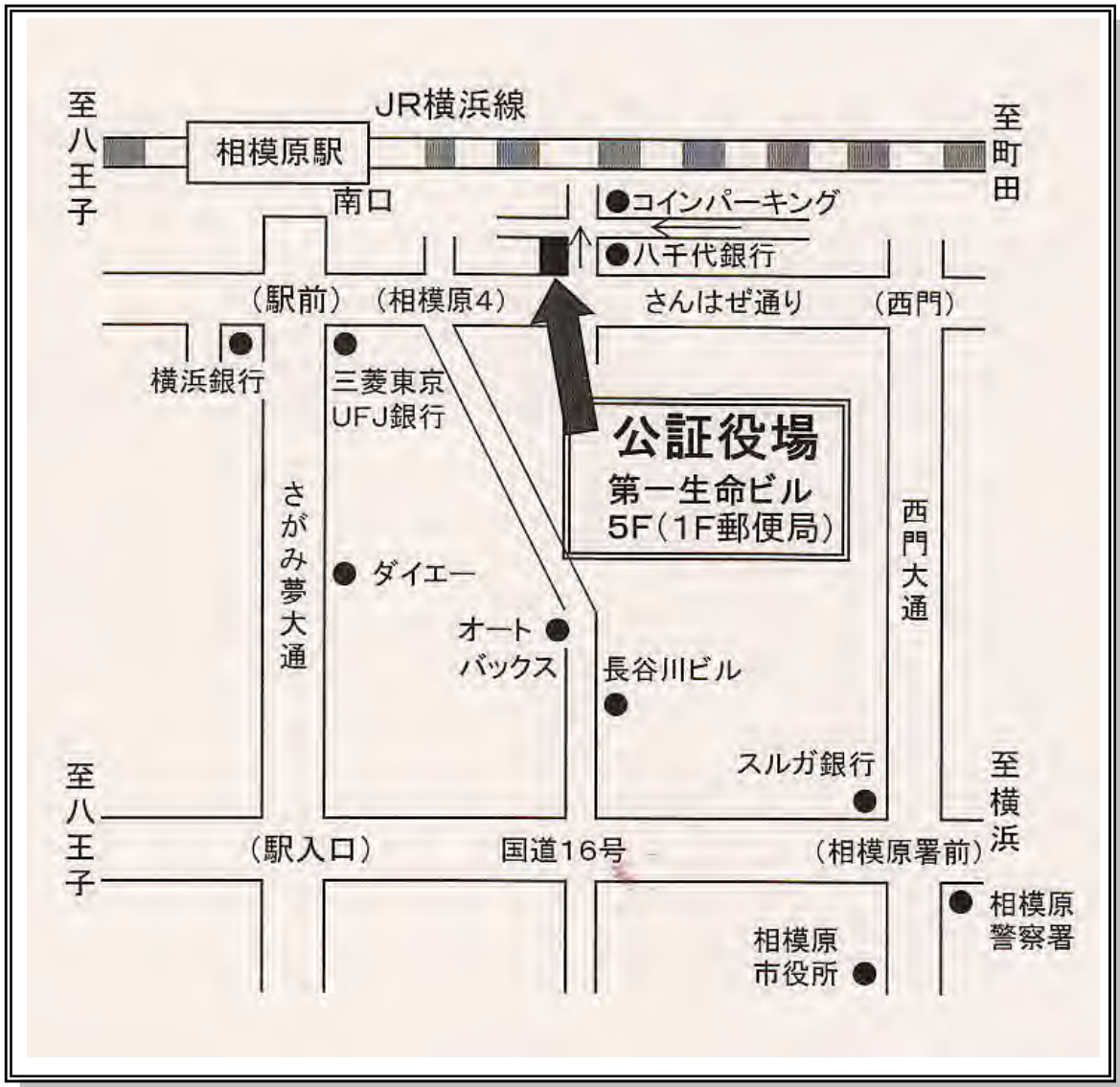
- 1 預入金融機関からの質権設定承諾書の写し
- 2 市(質権者)と質権設定者との間で締結した定期預金質権設定契約書の写し
- 3 質権実行額の積算根拠が分かる書類

## 相模原公証役場のご案内

〒252-0231

相模原市中央区相模原4-3-14 第一生命ビル5階

電話 042-758-1888 (FAX 042-758-2288)



### 確定日付の付与 手数料

1通につき700円(公証人手数料令第37条)

公証人手数料令(平成5年6月25日政令第224号)

(確定日付の付与)

第37条 私署証書に確定日付を付することについての手数料の額は、700円とする。